

第8期介護保険事業計画
取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）総括表

【評価目標一覧】

	タイトル (フェイスシートのタイトルと一致)	自己評価結果 (◎、○、△、×)	その他 (県に支援してほしいこと等)
目標 1	1. 高齢者支援推進体制の充実	○	
目標 2	2. 生きがい施策の推進	◎	
目標 3	3. 一般介護予防施策の推進	○	
目標 4	4. 適切なサービス利用による自立支援・重度化防止	◎	介護人材に関する取組、特に庄内地域における介護人材確保の取組みの強化と連携の主導。
目標 5	5. 認知症総合支援策の推進	○	
目標 6	6. 高齢者の安全安心な暮らしの支援（地域共生）	◎	
目標 7	6. 高齢者の安全安心な暮らしの支援（医療連携）	○	
目標 8	6. 高齢者の安全安心な暮らしの支援（権利擁護・居住安定）	○	
目標 9	6. 高齢者の安全安心な暮らしの支援（災害や感染症に対する備えの検討）	◎	

※設定した評価目標の数に応じて欄は適宜修正してください。

- ・ 「自己評価結果」欄は、目標に対する実施内容の達成状況について、「◎達成できた（数値目標があるものについては80%以上達成）、○概ね達成できた（同60～79%）、△達成はやや不十分（同30～59%）、×達成できなかった（同29%以下）」により記載してください。
- ・ 別紙様式1-2、1-3の作成にあたっては、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）38頁～を参照してください。

タイトル	1. 高齢者支援推進体制の充実
------	-----------------

現状と課題

- (1) 介護保険法には、介護サービスを提供する目的を「その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう必要なサービスに係る給付を行う」と明記されており、その基本理念が置き去りにされている状況にある。持続可能な介護保険制度を目指し、引き続き、町民、医療介護等の関係職種、行政等介護保険に携わるすべての人が、「要介護状態の軽減又は悪化の防止」と「自立、健康の保持・増進」のためにサービスを利用することを理解する必要がある。
- (2) 平成 18 年度から地域包括支援センター業務を法人に委託し、現在は役場B棟の福祉総合相談センター内と立川総合支所内の立川サブセンターの 2 カ所に設置されている。また、町保健師の派遣、第 6 期計画期間から機能強化のため他法人より職員の出向、第 7 期計画期間から生活支援コーディネーターを配置する等、地域の実情や課題を情報共有しながら運営にあたっているが、地域住民の高齢化の進展と複雑化・複合化した支援ニーズの増加により、より一層の機能強化が求められている。町内の居宅介護支援事業所へ実施したアンケートでも、地域包括支援センターに期待する役割として個別事例への助言や支援の充実、地域や民生委員・児童委員等地域の関係者や事業所等とのネットワーク構築と連携強化、情報共有の充実が挙げられた。地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの中核機関として、その役割は更に重要となっている。

第 8 期における具体的な取組

- (1) 理念の周知徹底
 (2) 地域包括支援センターの機能強化

目標（事業内容、指標等）

- (1) ホームページや広報、パンフレット等の周知のための媒体の利用、また、指導や各種会合、介護申請時の機会を活用し、町民及び関係職種への介護保険法の基本理念の周知を行う。
- (2) ①地域包括支援センターの設置場所、職員体制等の変更がある場合は、町民サービスの低下とならないよう体制等も含め検討する。
 ②高齢者支援に携わる関係職種のネットワークの強化を図るとともに、更なるケアマネジメントの質の向上を目指し居宅介護支援事業所等への支援に努める。
 ③地域ケア会議を通じて地域課題の把握を行い、関係機関と連携しながら課題解決に向けて実践的に対応するよう努める。
 ④適切な運営のため地域包括支援センターの評価を行い、見直し・改善を図りながら事業を展開する。
 ⑤福祉総合相談センターや関係機関等との協働により、高齢・障がい・子ども・生活困窮等包括的な相談に対応できるよう体制整備を図る。

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - ・ 全国統一の「地域包括支援センターの事業評価」の活用による評価
 - ・ 町独自の評価表により自己評価し、不十分な事項については改善に向けた取組みについて検討をおこなう。
 - ・ 町と運営協議会においてその自己評価表を審査する。
 - ・ 地域包括支援センターの情報公表の確認（発行チラシ、町 HP、業務委託先法人 HP 及び包括 HP）

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成 30 年 7 月 30 日 厚生労働省老健局介護保険計画課）38 ページ～を参照してください。

年度 R5

前期（中間見直し）

実施内容

- ・ 町民や関係職種への介護保険法の基本理念の周知。制度の周知に合わせ基本的理念の周知を図ることを目的とし、「庄内町高齢者保健福祉サービス」パンフレットを町内医療機関及び薬局に配布設置した。
- ・ 自立支援型地域ケア会議の開催の際、介護保険法の理念について周知し、参加者の理解を促している。また、事例検討終了後に関係者で振り返りを実施し、自立支援・重度化防止について指導するとともに事例者の今後の方向性と地域課題について話し合いをしている。
- ・ 更新申請通知に給付実績がない方には、更新手続きの検討を促す付箋をつけている。また、要支援で通所、訪問介護のみを利用している方に、事業対象者へ誘導するチラシを同封している。
- ・ 65歳到達者へ被保険者証送付時に、口腔・栄養に関するチラシを同封し、介護予防に向けた意識づけを図る取り組みを継続している。
- ・ 地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。） 1回開催
- ・ 全国統一の「地域包括支援センター（以下「センター」という。）の事業評価」を実施
- ・ 地域包括支援センター等庄内連絡会企画委員会への参加 1回

自己評価結果

介護支援専門員やサービス提供事業所へ向けて自立支援、重度化防止という基本理念を周知しているが、サービス内容の改善には至っていない。受給者ではない第1号被保険者へ向けて、元気なうちから身体の健康状態を維持することの重要性（介護状態になると発生する経済的負担）を周知していく必要がある。

センターとの定期的な会合を行い、事業の実施について意見交換や情報交換を行った。

課題と対応策

介護保険の理念に基づいたサービスを提供しようと努めているが、自立支援の観点に立って介護支援専門員及びサービス事業所職員の連携が出来ていない。自立支援、重度化防止という同じ目標に向かって関係者が一丸となって支援が出来るように研修会を開催し、支援していく。

センター職員の負担軽減を図るとともに業務改善につなげるため、社会福祉協議会も交えた意見交換を継続する。

後期（実績評価）

実施内容

- ・ 町集団指導や自立支援型地域ケア会議の開催の際、介護保険法の理念及び自立支援・重度化防止の取組の重要性について周知し、参加者の理解を促している。
- ・ 自立支援型地域ケア会議の開催の際、介護保険法の理念について周知し、参加者の理解を促している。また、事例検討終了後に関係者で振り返りを実施し、自立支援・重度化防止について指導するとともに事例者の今後の方向性と地域課題について話し合いを

している。

- ・地域ケア会議推進事業研修会 1 回開催（介護支援専門員、サービス事業所向け）
- ・更新申請通知に給付実績がない方には、更新手続きの検討を促す付箋をつけている。また要支援で通所・訪問介護のみを利用している方に、事業対象者へ誘導するチラシを同封している。
- ・65 歳到達者へ被保険者証送付時に、口腔・栄養に関するチラシを同封し、介護予防に向けて意識づけを図る取り組みを継続している。
- ・給付費実績通知発送（3 月）時、「介護保険の理念」を記載したチラシを同封した。
- ・運営協議会 1 回
- ・センター全国統一評価結果と町独自の評価を合わせて検討し、運営協議会にて審査した。
- ・センター運営に係る次年度からの基本方針及び事業計画について、センターと十分な意見交換を行い策定し、原案を作成し、運営協議会にて協議した。
- ・地域包括支援センター等庄内連絡会研修会 1 回

自己評価結果

介護施設等集団指導において、介護保険の基本理念について周知を図った。また、機会あるごとに自立支援、重度化防止の基本理念について、関係者で規範的統合を図った。また、自立支援型ケアマネジメントの進め方や目標の具体設定方法、リハビリ専門職の介入の仕方等、実践に活かせる支援方法を学ぶことができた。

センターの業務について、全国統一事業強化表の結果を活用し、町及びセンターで未実施又は評価が低い事項についての改善を明確にし対応を協議した。

センター職員の負担軽減を図りつつ、センターが介護予防支援事業にも取組めるよう職員 1 名を増員した。

居宅介護事業所が抱える困難事例のケース会議に町やセンターが参加し、困難事例の解決につながるよう居宅介護事業所の支援を行った。

課題と対応策

自立支援の観点に立った適切なケアマネジメントを目指すよう、機会を捉えて介護支援専門員へ指導をしてはいるが、長年の考え方を変えるのは難しい。また、サービス提供事業者においても利用者の個別の状況に合わせたサービス提供にはなっていないのが現状である。今後は、利用者のニーズや目標に合わせた適切なケアマネジメントを行ったうえで、自立につながるサービスが提供できるように支援していく。また、自立支援型地域ケア会議の振り返りに生活支援コーディネーターが参加し、地域課題の集約を図っていく。

町民に対しては、認定申請受付時や給付適正化通知において理念を周知できるよう、相談時の対応について検討する必要がある。

令和 4 年度から町で実施している「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」及び保健福祉課内で実施する健康に関する事業についても一体的に実施することにより、町民が「要介護状態の軽減又は悪化の防止」と「自立、健康の保持・増進」に努めるよう理解の普及につなげる。また、介護支援専門員及び居宅介護支援事業所等への支援と合わせ、町民に対しても「規範的統合」をテーマにした講演会を 2 部構成で行う。

業務改善やセンター職員の負担軽減を図るため、センターと定期的な会合は継続して実施し、センターの実態や要望を把握する。今後、ICT の導入などの検討を進める。

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成 30 年 7 月 30 日厚生労働省老健局介護保険計画課）38 ページ～を参照してください。

タイトル	2. 生きがい施策の推進
------	--------------

現状と課題

- ・ 臨時的・短期的な就業または、軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために、シルバー人材センターと連携し就労の機会につなげる。ニーズ調査結果では、27.0%の高齢者が収入のある仕事をしており、高齢になっても就労を続けている。
- ・ 令和2年に実施したニーズ調査結果では、地域活動への参加を希望する方は51.6%（平成29年調査66.4%）、お世話役としての参加を希望する方は30.4%（平成29年調査38.3%）であり、前回調査と比較して活動希望者が減少しており、生きがいのある人の割合についても減少していることが分かる。
- ・ まちづくりセンターや総合型地域スポーツクラブで開催される各種講座のほか、趣味のサークル活動等を通して高齢者の生きがいや健康増進につながっている。高齢者の学習・文化活動・交流の場として、さまざまなニーズを捉え、講座や教室等を継続して開催し、参加につなげることが重要。

第8期における具体的な取組

- ① 地域における就労のニーズの把握に努め、必要な情報提供を行う。
- ② 地域の担い手を増やすため、講座の開催や意欲のある町民の活動を支援する。
- ③ 多様な学習機会やスポーツ・レクリエーション活動を体験する機会の充実に努める。

目標（事業内容、指標等）

- ・ 担い手養成講座の開催
- ・ 助け合い地域づくり勉強会の開催

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - ・ 講座開催回数
 - ・ 勉強会開催回数

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）38ページ～を参照してください。

年度 R5

前期（中間見直し）

実施内容

- ・地域のサロンや老人クラブの事業等への支援
- ・フレイル予防等各種健康講座の実施（保健師）
- ・助け合いの地域づくり勉強会の開催 1回
- ・担い手養成講座の開催 2回

自己評価結果

地域のサロンや老人クラブへ生活支援コーディネーターが訪問し、地域資源の聞き取りなどを行っている。また、町及び地域包括支援センター保健師が地域のサロン等の要望により、フレイル予防等の健康講座を実施し、活動の継続を支援した。

地域で何か活動したい思いを持つ人材の発掘と養成のため、生活支援コーディネーターの企画で、助け合いの地域づくり勉強会と担い手養成講座を開催した。助け合いの地域づくり勉強会は、隣町で居場所づくりを行う団体より事例発表してもらい、通いの場の作り方や体操に限らない多様な活動内容を学んだ。また、助け合い体験ゲームを行い、支援する側ではどれだけ支援できることがあるか、支援される側では自分にはどの支援が必要かを考えるきっかけとなり、実際の場面を想定しながら実施できた。担い手養成講座は、1回目生活支援（移動支援を含まない）、2回目移動支援について学べる講座を開催した。どちらも質問が多く出て、参加者の意欲が感じられた。参加者のうち2団体より生活支援事業の検討をしたいと相談があり、生活支援コーディネーターが支援している。

住民から相談があった場合は、就労についてはシルバー人材センターと、趣味のサークル活動やスポーツの機会の提供については各地域運営組織、総合型地域スポーツクラブや文化創造館と連携し、それぞれの機関を紹介している。

課題と対応策

地域運営組織の会議や勉強会の場で、社会参加の重要性をお話する機会があったほか、医療専門職がサロンの場に呼ばれた時や通いの場の健康教育に行った際に、フレイル予防と社会参加の話をする機会を持てた。きちんと効果を説明することでやってみようと思ってくれる方もいるため、今後も積極的に周知の機会を作っていきたい。

通いの場へ参加し、運営の手伝いをするところから担い手につながる場合もあるため、担い手養成講座の開催と併せて通いの場の立上げ支援も積極的に行っていきたい。

後期（実績評価）

実施内容

- ・地域のサロンや老人クラブの事業等への支援
- ・地域での活動を始めようとする個人や団体への立上げ支援（通年） 6団体1個人

自己評価結果

生活支援の検討2団体1個人、サロンの立上げ3団体、いきいき百歳体操開始1団体に生活支援コーディネーターが情報提供等を行い、町と一緒に立上げ支援を行った。また、昨年度から生活支援コーディネーターが立上げ支援に関わった集落で子どもと高齢者を

対象とした配食事業を行う団体が本格稼働した。また、生活支援コーディネーターより、地域運営組織や地域で活動する団体に、公的な補助以外にも民間が実施する補助金や補助金の相談会の情報提供を行い、2 団体が相談会に参加した。

課題と対応策

地域での活動については地域によって偏りも感じるが、これまで担い手となってきた方たちの傾向として、自分の住む地域への問題意識とそれをどうにかしたいという思いがある。人口が減り担い手が不足する現状などを地域に説明してきた効果がそのような担い手を生んでいる側面もあるため、地域づくり勉強会や担い手養成講座でも引き続き説明と周知を続けていく必要がある。

すでに住民主体の活動を行っている団体については、担い手の不足が課題であることから、担い手養成講座において、新たな団体の立上げとともに既存団体の紹介も継続して行い担い手をつなげられるようにしたい。

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成 30 年 7 月 30 日 厚生労働省老健局介護保険計画課）38 ページ～を参照してください。

タイトル 3. 一般介護予防施策の推進

現状と課題

・各種事業の参加者の固定化や年代、性別に偏りが見られるなど、全体として健康づくり・介護予防の普及啓発は十分とは言えない状況。身近な場所で交流しながら継続して取り組めるよう、自助・互助を取り入れた介護予防活動の推進が重要。

第8期における具体的な取組

- ① 健康づくり・介護予防の推進
- ② 身近な地域での自主的活動の推進
- ③ 専門職種による支援
- ④ 継続的な取組の推進

目標（事業内容、指標等）

事業名	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
元気アップ教室	参加人数（人）	4,100	4,300	4,500
健康教室	参加人数（人）	250	250	250
介護予防教室等	参加人数（人）	250	250	250
住民主体の通いの場	団体数	26	28	30
	参加人数（人）	450	500	550
リハ職派遣回数（回）		20	20	20

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - ・ 各種教室の開催回数
 - ・ 住民主体の通いの場構築支援数
 - ・ リハビリ専門職の派遣回数

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）38ページ～を参照してください。

年度	R5
----	----

前期（中間見直し）

実施内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域のサロン、老人クラブ活動における健康づくり・介護予防講座を実施 ・地域づくりによる介護予防推進事業への支援：高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業にて、通いの場団体へ医療専門職を派遣し健康講話を実施（通年） 延 130 団体 ・一般介護予防元気アップ教室 参加延人数：ソーナ 235 人、しゃんしゃん 1,537 人 ・介護予防教室の開催：高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業にて、地域運営組織と共催で健康教室を開催（通年） 参加人数：第一学区 17 人、狩川地区 29 人、清川地区 5 人 ・いきいき健康セミナー 41 人 ・地域リハビリテーション活動支援事業による専門職派遣 3 回 ・住民主体の通いの場（通年） 23 団体 323 人参加 ・広報記事掲載（町広報、地域情報誌） ・庁舎内のデジタルサイネージ及び町内病院の待合室モニターにて通いの場の効果を PR する動画放映（通年） 	
自己評価結果	
<p>委託先において感染予防対策を取りながら元気アップ教室を開催した。ソーナ元気アップ教室においては、これまでは原則 1 年間の参加だったが、委託先より 20 名程度までであれば対応できると申し出があったことから、過去の参加者も再度参加できることとしたため、参加人数が増加している。</p> <p>高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業において、各通いの場へ医療専門職による健康講話を年 5～6 回開催した。</p> <p>75 歳から加入する後期高齢者医療保険制度について制度内容の説明と被保険者証を交付するとともに、健康寿命とフレイル予防について意識向上を図るため医療専門職が講話を行う「いきいき健康セミナー」を毎月実施した。後期高齢者医療被保険者証の交付をセットにすることで、普段聞く機会がない方にも健康講話を実施することができた。</p>	
課題と対応策	
<p>元気アップ教室への参加者や通いの場立上げの相談が増加した。機会を捉えて、通いの場など社会参加をすることの効果を知っていることも影響していると思われる。引き続き連携できる先と社会参加の重要性を知っていききたい。</p> <p>通いの場に関わる専門職や町職員のマンパワーに限られる一方で、通いの場は増加を目指しているため、今後も継続した支援を行うための方策を検討する時期となっている。事業の委託等も検討していく必要がある。</p>	

後期（実績評価）

実施内容
<ul style="list-style-type: none">・ 一般介護予防元気アップ教室 参加延人数：ソラーナ 272 人、しゃんしゃん 1,525 人・ いきいき健康セミナー 81 人・ 通いの場実施団体交流会実施 9 団体 15 名参加・ 健康しょうないマイレージ事業商品券等の交付（参加団体 21 団体、交付延人数 210 人）・ 地域リハビリテーション活動支援事業による専門職派遣 7 回・ いきいき百歳体操実施団体の立上げ 1 団体
自己評価結果
<p>健康しょうないマイレージ事業実施により、通いの場参加への付加価値をつけることで、通いの場への参加を促す一助となった。コロナ感染症の影響が弱まり、参加団体と 20 回参加に達した方も増加した。</p> <p>通いの場実施団体交流会を実施し、脳トレやレクリエーションといった内容の紹介と実施団体同士の交流を行った。</p> <p>通いの場の効果の周知を行った結果、1 団体に通いの場立上げ支援を行った。</p>
課題と対応策
<p>令和 5 年度は、いきいき百歳体操に興味を持った 4 団体にプレゼンすることができ、うち 1 団体が毎週実施、ほか団体も月 1～2 回の実施に至った。65 歳になっても働いている方が多く、なかなか週 1 回実施する団体の増加につながらないが、いきいき百歳体操、通いの場やサロン活動への問合せは増えているため、月 1 回からの実施でも活動が立ち上がるように今後も支援していきたい。</p> <p>通いの場実施団体交流会は、いきいき百歳体操以外の活動を求める声もあり、町内のスポーツクラブより簡単にできる脳トレやレクリエーションを紹介する内容とした。筋力維持のための活動は重要だが、楽しみを持って長く通える場となるよう今後も活動支援を検討したい。</p>

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成 30 年 7 月 30 日厚生労働省老健局介護保険計画課）38 ページ～を参照してください。

タイトル	4. 適切なサービス利用による自立支援・重度化防止
------	---------------------------

現状と課題

- (1) 介護予防ケアマネジメントの質の向上について、自立支援型地域ケア会議を継続して開催してきたが、自立支援に資するプラン及びサービス提供を目指し、関係職種でより一層のスキルアップを図っていく必要がある。
- (2) 適切なサービス給付の実施について、利用者の状態にあった介護サービスを提供するためには、制度の周知・相談体制の充実が必要であり、利用者がより良いサービスを選択できるよう、介護サービス事業所に対し、国・県からの情報を定期的に提供していく必要がある。また、サービス利用者からの相談や苦情、事故等に適切に対応し、適正なサービス提供とその質の向上につなげるよう、介護サービス事業所に対し、引き続き啓発及び指導を行っていかなければならない。町や地域包括支援センター、関係機関等と問題や情報の共有化を図り、連携を強化することで、介護サービスの全体的な向上を図る必要がある。
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業においては、今後も高齢者世帯の増加が見込まれることから、地域のニーズに合わせ、通いの場、見守り、外出支援や買い物等の生活支援など、多様なサービスの拡充が必要である。
- (4) 介護給付適正化においては、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供できるよう、適切なサービスの確保と費用の効率化をとおして持続可能な介護保険制度を目指し主要5事業等に取り組んできたが、引き続き適正な介護給付となるよう方策を講じながら取り組む必要がある。
- (5) 介護人材の確保について、サービスごと、職種ごとの人手不足等の状況も踏まえ、介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めることが重要となっている。また、業務の効率化及び質の向上は、介護現場のイメージ刷新と負担軽減につながることから、県と連携し各事業所へ情報を提供しながら、業務効率化及び質の向上に関する取組を支援していく必要がある。

第8期における具体的な取組

- (1) 介護予防ケアマネジメントの質の向上
- (2) 適正なサービス給付の実施
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (4) 介護給付の適正化
- (5) 介護人材確保・資質向上・業務効率化

目標（事業内容、指標等）

- ① 自立支援型地域ケア会議 事例検討件数 R3:30件、R4:30件、R5:30件
研修会 R3:2回、R4:2回、R5:2回
- ② 実地指導（運営指導）事業所数 R3:6件、R4:6件、R5:5件
- ③ 認定調査の事後点検 毎年度、全件実施
- ④ 業務分析データの確認 （半年分毎）2回/年
- ⑤ ケアプラン点検 実地指導時 R3:24件、R4:24件、R5:20件

面談による点検 R3:12件、R4:12件、R5:12件

地域ケア会議 R3:11回、R4:11回、R5:11回

- ⑥ 住宅改修審査会での公開審査 毎年度1回
- ⑦ 福祉用具、住宅改修の現地確認 毎年度1回
- ⑧ 縦覧点検、医療情報との突合データの確認 毎月実施
- ⑨ 給付実績通知送付 年1回
- ⑩ 介護人材確保に関する情報交換会 R3:2回、R4:2回、R5:2回
" PR事業 R3:1回、R4:1回、R5:1回

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - ・ 業務分析データの確認回数
 - ・ ケアプラン点検 実地指導（運営指導）、地域ケア会議での点検件数
 - ・ 住宅改修審査会開催回数
 - ・ 給付実績通知送付回数

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）38ページ～を参照してください。

年度	R5
----	----

前期（中間見直し）

実施内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援型地域ケア会議開催数 4回、事例検討数 8件 ・ 運営指導 指導事業者数 2事業所 ・ 認定調査の事後点検 全件実施 ・ 要介護認定適正化事業（業務分析データ）の確認 1回（R4.4.1～R4.9.30申請まで分） ・ 運営指導におけるプラン点検 2事業所、8件 ・ ケアプラン点検のマニュアル整備 ・ 縦覧点検、医療情報との突合 毎月実施 ・ 介護人材確保に関する情報交換会 開催数 1回 	
自己評価結果	
<p>自立支援型地域ケア会議によるプラン点検は、町内の居宅介護支援事業所等に在籍する全ての介護支援専門員が参加できるよう実施してきたが、参加者の負担軽減を図るため、開催回数や参加方法を見直し開催した。会議で出された助言を受け、会議終了後に振り返りを行い、その後の対応について検討している。</p> <p>加えて、自立支援型地域ケア会議開催日以降に、事例提供した事業所から継続して報告を受けており、会議で出された助言を踏まえた対応がなされているか、事例提供対象となった方の状態に改善が見られるかモニタリングしている。</p> <p>運営指導でのケアプラン点検では、事前提出資料及び現地でケース記録簿によりケアプランに沿ったサービスを提供していることを確認し、また、自立支援・重度化防止に向け適切なサービスを行っているかを確認した。</p> <p>ケアプラン点検においては、点検者側である保険者、地域包括支援センター担当の点検手法の理解不足を補うため、点検チェックリストを作成し、点検者の負担軽減を図った。</p> <p>介護給付適正化では、認定調査の事後点検は、全件読み込み・確認した。業務分析データを活用し、調査項目の選択が全国や県と比較して大きく乖離していないか確認した。また、国保連からの点検データで軽度者用具貸与、半数超えショート、GH入所者認知度等を確認した。</p> <p>介護人材確保に関する情報交換会は8月に実施した。町内各事業所の施設長や管理者が集まり、各事業所の近況の雇用状況や定着と離職防止の工夫等の情報交換をとおして、地域全体の課題や好事例を共有化できた。</p>	
課題と対応策	
<p>認定調査の事後点検は、調査項目の均一化、個々の調査員のスキルアップを図るために引き続き行っていく。</p>	

後期（実績評価）

実施内容

- ・ 自立支援型地域ケア会議開催数 4回、事例検討数 9件 研修会開催数 1回
- ・ 運営指導 指導事業者数 3事業所
- ・ 認定調査の事後点検 全件実施
- ・ 要介護認定適正化事業（業務分析データ）の確認 1回（R4.10.1～R5.3.31申請まで分）
- ・ 運営指導におけるプラン点検 2事業所、8件
- ・ 面談によるケアプラン点検 3件
- ・ ケアプラン点検の実施報告
- ・ 住宅改修審査会 1回
- ・ 住宅改修の現地確認 1件
- ・ 縦覧点検・医療情報との突合 毎月実施
- ・ 給付実績通知送付（R5.1～12月利用分、1回、1,575件）
- ・ 介護人材確保に関するPR活動 1回

自己評価結果

自立支援型地域ケア会議のモニタリングについては、これまでの効果について検証して評価を行う必要がある。

12月に開催した自立支援型地域ケア会議研修会は、地域包括ケア総合推進センターを介して山形県栄養士会から講師が派遣され、高齢者の健康的な食生活について講義を受けた。関係事業所から出席者を募り、その出席者からは「とても参考になった。業務に生かしていきたい。」といった前向きかつ有益であったという意見が出された。

運営指導でのケアプラン点検では、事前提出資料及び現地でケース記録簿によりケアプランに沿ったサービスを提供していることを確認し、また、自立支援・重度化防止に向け適切なサービスを行っているかを確認できた。

面談によるケアプラン点検では、3名の主任介護支援専門員より点検者として協力いただき、保険者、地域包括支援センター主任介護支援専門員を含め1事例につき3名で点検を行った。主任介護支援専門員の協力によりケアプラン内容に重点を置いた点検を行うことで、自立支援に向けたケアプランとするための充実した助言を提供することができた。また、プラン点検を実施して見えた課題について、集団指導時に説明を行い周知を行った。

介護給付の適正化では、前期と同様の確認を行った。

住宅改修審査会を公開で開催し、9事業所の介護支援専門員同席のもと、福祉住環境コーディネーターやリハビリ専門職の方から審査や助言をいただいた。また、住宅改修の現地確認を1件行い、本人の状態にあった適正な改修であることを確認するとともに、よりよい改修にするための課題を確認することができた。

給付実績通知では、利用者に対して介護保険から給付される給付額、そしてその給付費は第1号被保険者からの介護保険料により賄われていることを通知した。

介護人材確保に係る取組として、10月に開催されたしょうない秋まつりでは、町内介護事業所の協力のもと、パネル展示や町内事業所の紹介、写真展示等を行い、町民との交流と介護人材確保と介護事業の周知を図った。

課題と対応策

自立支援型地域ケア会議の開催については、町内の居宅介護支援事業所等に在籍する全ての介護支援専門員が参加できるよう計画してきたが、参加者の負担が聞かれており、開

催側としても人員体制に課題があるため、開催回数や参加方法を見直し開催していく。

ケアプラン点検は、制度改正等に伴うチェックリストの見直しを行いながら、点検者の負担軽減を図っていく。面談のみならず、国保連からの点検データを活用し、疑義のある事例について書類点検を実施する。より自立支援に資する適切なケアマネジメントが行われるように、住宅改修や用具の確認、国保連からの点検データを活用した点検を継続して実施していく。また、認定調査の事後点検は、調査項目の均一化、個々の調査員のスキルアップを図るために引き続き行っていく。

介護保険の給付適正化及び規範的統合のための町民向けの周知を図る必要がある。

地域の介護人材の不足は、近年全国的な課題となっている。今後もサービス基盤の安定のために、町と各事業者、関係機関と連携し、人材確保に努めなければならない。

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成 30 年 7 月 30 日 厚生労働省老健局介護保険計画課）38 ページ～を参照してください。

タイトル	5. 認知症総合支援策の推進
------	----------------

現状と課題

庄内町の要介護認定を受けている認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上）数は、令和2年4月1日現在1,052人で、第7期計画策定時の1,111人に比べて減少しているが、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合は、全国平均が15.0%であるのに対し本町は27.4%であり、かなり高い状況にある。介護者からは、認知症の対応に苦慮しているとの声が聴かれるほか、認知症の理解が不十分なことから虐待につながるケースも見受けられた。

認知症の方の意思が尊重され、認知症高齢者や家族が安心して暮らし続けられるよう、引き続き、国の認知症施策推進大綱を踏まえながら、認知症施策を推進していく。

第8期における具体的な取組

- ① 認知症の理解を深める取組
- ② 認知症の予防の取組
- ③ 適切な医療・介護サービスの提供
- ④ 認知症高齢者や家族を支援する取組
- ⑤ 地域での見守りの取組

目標（事業内容、指標等）

- ・ 認知症普及啓発に係る広報活動（ケアパス・講演会） 1回
- ・ 徘徊声かけ訓練の実施 1回
- ・ 認知症カフェの開催 年12回
- ・ 認知症サポーター養成講座受講者数 R3 400人、R4 430人、R5 450人
- ・ 家族介護者交流会 1回

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - ・ 事業回数、または参加人数

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）38ページ～を参照してください。

年度	R5
----	----

前期（中間見直し）

実施内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症地域支援推進員の打合せ会 1回 ・ 徘徊声かけ訓練の実施 1回 ・ 認知症サポーター養成講座の実施（小中学校、自治会、徘徊声かけ訓練） 5回 242人参加 ・ 認知症出前講座 1回 ・ 認知症カフェ 6回 82人参加 ・ 認知症安心ガイドの配布 ・ 認知症キャラバンメイト講座への参加 9名（内一般町民7名） ・ 徘徊高齢者事前登録事業への登録 通年 	
自己評価結果	
<p>認知症地域支援推進員の打合せ会を開催し、町の方針や推進員の活動計画を共有した。徘徊声かけ訓練を立谷沢地区で開催し、参加者の認知症高齢者への対応方法として声のかけ方や見守りシールの読み込みを訓練に組み入れ、どこシル伝言板など認知症による徘徊高齢者を見守る体制について、啓発を図ることができた。参加者に地元の消防団にも参加を呼びかけ幅広い層の町民が参加できた。</p> <p>認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する啓発を図っている。小中学校に加え、自治会からも申し込みがあり、地域での開催につながっている。</p> <p>地域包括支援センターの認知症地域支援推進員が余目と立川に配置され、認知症カフェや物忘れ相談を開催している。認知症カフェには一般町民のキャラバンメイトがボランティアで参加している。認知症の方を介護する家族の参加があり、相談や情報交換等を行い、有意義なカフェとなっている。</p> <p>認知症キャラバンメイト講座へ町民が参加し、キャラバンメイトの広がりが見える。</p>	
課題と対応策	
<p>徘徊声かけ訓練は、認知症の方への接し方や声のかけ方を体験で学ぶことができ、認知症への正しい理解を促す参加型研修として良い機会となっている。各地域での理解を広めるため、着実に実施していき、自治会長、民生委員等だけでなく、町民の方の参加を広く呼び掛けていく必要がある。認知症サポーター養成講座などを引き続き実施し、認知症に対する理解を広める必要がある。認知症キャラバンメイト研修会へ町民からの参加があったが、今後のチームオレンジ設置の検討も含め、認知症キャラバンメイトの活躍の場が必要。</p>	

後期（実績評価）

実施内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症地域支援推進員の打合せ会 2回 ・ 地域情報誌に認知症の啓発記事を掲載 1回 ・ 徘徊声かけ訓練の実施 1回 	

- ・ 認知症サポーター養成講座の実施（小学校、住民主体の活動従事者及び民生委員等のスキルアップ講座、徘徊声かけ訓練） 3回 79人参加
- ・ 認知症カフェの開催 6回 80人参加
- ・ 介護教室・家族介護者交流会 10人
- ・ 認知症初期集中支援チーム員研修 伝達講習 1回

自己評価結果

認知症の早期発見・早期診断が行われるよう地域情報誌に記事を掲載した。

清川地区で徘徊声かけ訓練を実施した。自治会や消防団の研修会として位置づけ、幅広い層からの参加があり、対応の仕方や見守りシールの読み込みなど体験してもらった。

認知症サポーター養成講座について、住民主体の活動団体従事者や民生委員を対象としたスキルアップ研修会として行い、研修会の中で従事者等が認知症の人と接する機会や声をどのくらい聞いているか、個人ワークを通して聞き取った。

認知症カフェは予定通り開催することができ、参加者同士の会話の場面も見られている。また、新たに認知症キャラバンメイトとなった方がボランティアとして参加し、運営の手伝いや傾聴を行っている。

家族介護者交流会については、介護教室とあわせて開催し介護者の介護疲れ解消を図るために実施しており、好評を得ている。

認知症初期集中支援チーム員研修を開催し、研修受講者よりチーム員への伝達講習を行うことで、アセスメントシートの使用方法などを学んだ。

課題と対応策

認知症サポーター養成講座について、教育課程の調整が難しいとの声もあり小学校では開催を希望しない学校があるが、認知症への理解を深めてもらう必要があるため、開催に向け引き続き働きかけを行っていく。また、成人向けの講座開催について、一つの事業所のみでの開催は、通常業務との兼ね合いもあり困難という声が聞かれていることから、集合型の研修を開催し多くの事業所へ参加を呼び掛けることで、事業所への認知症サポーターの配置に繋げたい。

立川地区での物忘れ相談については、事業の内容を見直し、認知症カフェの開催に向けまちづくりセンターと調整している。

地域包括支援センター以外に委託している認知症地域支援推進員については、事業所の業務と推進員の業務に折り合いをつけることに困難さを感じていることから、町が具体的に動きを提案していく。

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）38ページ～を参照してください。

タイトル	6. 高齢者の安全安心な暮らしの支援（地域共生）
------	--------------------------

現状と課題

- (1) 庄内町地域包括支援センターを含めた「庄内町福祉総合相談センター」が役場B棟に設置され、障がい者とひきこもり相談、生活困窮者等、総合的な相談体制が整備された。立川地域は、立川サブセンターが関係部署に相談をつなぐ等、総合的な相談窓口の役割を担っている。
- (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、関係機関より委員を参集し、生活支援協議体会議を開催した。また、庁内でも他部署と連携して庁内推進検討会議を開催し、高齢者生活支援について課題を共有した。
- 地域の支え合いの体制が構築されるよう、生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、地域の実態把握や支え合い活動の普及を実施した。高齢者の生活支援の課題に対して、住民自身による自助・互助が果たされるよう、担い手養成講座等を開催し、住民主体によるサービス実施団体の立ち上げを支援した。
- 構築された体制を継続することや不足するサービスを創出するためには、新たな地域の担い手の発掘が必要。また、地域ごとに課題が異なるため、地域に根差した取組が必要。

第8期における具体的な取組

- (1) 本人・世帯の属性に関わらず、子育て支援・福祉の相談支援関連部署と連携を図りながら、断らない相談支援を行う。
- 本人・世帯の状況に合わせ、地域資源を活かしながら就労支援・居住支援等により、社会とのつながりを回復できるよう支援する。
- 地域における交流や活躍の機会と役割を見いだせるよう支援を行い、「支える側」「支えられる側」という枠を超え、日頃から地域の中での支え合いや見守りができるように支援する。
- (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、生活支援協議体会議や庁内推進検討会議により関係機関や他課との連携に努める。
- 生活支援協議体については、地域に根差した取組を行う。
- 地域の担い手発掘や地域の支え合いの活動を啓発するため、担い手養成講座等を開催する。
- 住民主体によるサービス実施団体が円滑に活動できるようトライアル事業の実施等の団体構築に向けた支援を行う。
- 地域のニーズ、地域資源を把握し、必要なサービスの創出や施策につなげる。

目標（事業内容、指標等）

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ① 生活支援協議体会議 | R3：4回、R4：4回、R5：4回 |
| ② 生活支援コーディネーター配置数 | R3：2人、R4：2人、R5：2人 |
| ③ 担い手養成講座 | R3：2回、R4：2回、R5：2回 |

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - ・ 生活支援協議体会議開催数
 - ・ 生活支援コーディネーター配置数
 - ・ 担い手養成講座開催数

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成 30 年 7 月 30 日 厚生労働省老健局介護保険計画課）38 ページ～を参照してください。

年度 R5

前期（中間見直し）

実施内容

- ・ 助け合いの地域づくり勉強会の開催 1回
- ・ 担い手養成講座の開催 2回
- ・ 生活支援コーディネーター配置 3人（通年）
- ・ 生活支援協議体会議 1回
- ・ 通所型サービスB実施団体情報交換会 1回

自己評価結果

生活支援コーディネーターを1名増員し、第1層1名、第2層2名に体制を強化した。地域で何か活動したい思いを持つ人材の発掘と養成のため、生活支援コーディネーターの企画で、助け合いの地域づくり勉強会と担い手養成講座を開催した。助け合いの地域づくり勉強会は、隣町で居場所づくりを行う団体より事例発表してもらい、通いの場の作り方や体操に限らない多様な活動内容を学んだ。また、助け合い体験ゲームを行い、支援する側ではどれだけ支援できることがあるか、支援される側では自分にはどの支援が必要かを考えるきっかけとなり、実際の場面を想定しながら実施できた。担い手養成講座は、1回目生活支援（移動支援を含まない）、2回目移動支援について学べる講座を開催した。どちらも講師への質問が多く出て、参加者の意欲が感じられた。参加した2団体より生活支援事業の検討をしたいと相談があり、生活支援コーディネーターが支援している。

住民からの相談対応については、庁内の関係課と福祉総合相談センターと連携しながら、相談内容に合わせて対応している。

令和4年度の生活支援協議体の勉強会を受け、今後の協議体のあり方について協議体メンバーに説明し、新たな体制で実施できるよう要綱の改正等を行った。

課題と対応策

担い手養成講座では、生活支援（移動支援を含まない）と移動支援にテーマを絞って2回開催し、特に生活支援（移動支援を含まない）については、地域で実施に至るまでの進め方や、実際にどういう支援をしているか等実例が細かく紹介され参考になった。移動支援は、他の人を乗せて運転することに対して個々の考え方があるため、地域で進めるには限界もあると思われる。ただし、移動に関することは地域から多く聞かれる課題であるため、引き続き地域の担い手発掘のための講座を行うとともに、町営バスやタクシーの利用促進のための取組みを検討していく必要がある。

生活支援協議体では、協議体メンバーに対し、勉強会やその後知った全国の事例から、町として実施していきたい協議体の形を示し、説明を行った。要綱の改正は行ったが、地域運営組織と庁内関係課との連携が不可欠なことから、今後進め方を検討していく。

後期（実績評価）

実施内容

- ・ 住民主体による活動実施団体研修会 3団体 15人参加
- ・ 地域での活動を始めようとする個人や団体への立上げ支援（通年） 6団体 1個人

- ・生活支援コーディネーターがこれまで集めた地域課題のまとめと地域資源をまとめ直し、地域資源マップとするための検討を行った

自己評価結果

住民からの相談対応については、庁内の関係課と福祉総合相談センターと連携しながら、相談内容に合わせて対応している。

住民主体による活動実施団体研修会では、増加することが見込まれる認知症の方への理解を深めるため、認知症サポーター養成講座を実施した。

生活支援の検討2団体1個人、サロンの立上げ3団体、いきいき百歳体操開始1団体に生活支援コーディネーターが情報提供等を行うとともに、町と一緒に立上げ支援を行った。

各地域運営組織との連携の一つとして、生活支援コーディネーターが地域計画の策定委員会に参加し、福祉関係の活動計画に生活支援に関する活動を検討する内容が盛り込まれた地域もある。

課題と対応策

コロナ感染拡大の影響が薄れたこともあるのか、サロン等「何かしたい」との問合せは増加している。生活支援コーディネーターがうまく情報提供してくれており、その後の立上げにつながっている。相談があった際は引き続き支援していくとともに、地域と連携して課題解決に取り組めるように、生活支援コーディネーターとともに地域に合わせた支援方法を検討していく。

生活支援コーディネーターが、新たに「地域資源マップ」作成に向け準備を進めている。マップを活用してもらえよう周知等行っていきたい。

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）38ページ~を参照してください。

タイトル 6. 高齢者の安全安心な暮らしの支援（医療連携）

現状と課題

毎年度、医療と介護の関係者等が、多職種連携スキルアップ研修会を通じて情報共有しながら相互の役割と理解を深めることができた。

ニーズ調査では、「延命治療を望まない」「どちらかという望まない」と回答した方が7割を占め、「最期をどこで迎えたいか」には、「自宅」と回答した方が約半数でした。本人や家族が望む在宅医療と介護について選択できるよう、広く周知する必要がある。

本町は医療圏が北庄内と南庄内の広域にわたるが、県の推進施策のもと関係市町村やそれぞれの関係機関と地域の課題を共有しながら、今後も連携強化を図る必要がある。

第8期における具体的な取組

- ・住民や医療・介護関係者等が在宅医療と介護の理解を深めるとともに、知識の習得と情報共有ができるよう、今後も研修やセミナーの開催を行う。
- ・在宅療養を必要とする人が適切なサービスを選択できるよう、ホームページや広報等で情報を広く周知する。
- ・北庄内・南庄内それぞれの医師会の連携拠点や県・関係市町村と、医療・介護の協働・連携を図る。
- ・看取りや終活の啓発に加え、今後も増加している認知症に関する認知症施策と連携した取組を進める。

目標（事業内容、指標等）

- ① 町民向けセミナーの開催
- ② 在宅医療の啓発活動
- ③ 多職種連携スキルアップ研修会の開催
- ④ 関係機関との連携

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - ・町民向けセミナー参加者数
 - ・在宅医療啓発チラシ配布
 - ・多職種連携スキルアップ研修会の参加者数

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）38ページ～を参照してください。

年度	R5
----	----

前期（中間見直し）

実施内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 町広報に人生会議の内容を掲載 ・ 町 HP と庄内町高齢者福祉サービスパンフレットに医療機関及び薬局等の情報掲載 ・ 在宅医療・介護連携支援室ポンテの運営会議 出席 3 回
自己評価結果
<p>医療機関及び薬局等の情報を更新し、居宅介護支援事業所等に情報提供を行い、医療機関等との連携強化につなげている。</p> <p>ポンテ運営会議に出席し、北庄内の在宅医療・介護連携の情報共有と共通認識を持つことができた。</p>
課題と対応策
<p>医療機関及び薬局との情報を収集しているが、医師や薬剤師の高齢化等による閉院が続いている。町単独で解決できる内容ではないため、県の取組と合わせていく必要がある。</p> <p>広域的にも医療・介護連携が必要であり、ポンテ主催の事業など周知することで、町民への啓発の機会を促していく必要がある。</p>

後期（実績評価）

実施内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ ちょうかいネット研修会について周知 1 回 ・ 県実施の入退院ルールアンケート協力 1 回 ・ ACP について講演会を実施（地域運営組織主催事業へ協力）2 回 30 人 ・ ケアマネアンケートにて、在宅医療介護連携に対するニーズを把握。 ・ 在宅医療・介護連携支援室ポンテ運営会議 出席 2 回 ・ 在宅医療・介護連携室ポンテ主催事業の広報掲載 ・ 在宅医療・介護の広報チラシを配布（広報折込全世帯配布）
自己評価結果
<p>ポンテ運営会議に出席することで、他市町で行っている事業の内容やその事業に対する感想などを聞くことができたため、事業検討の参考にすることができた。また、ポンテ主催事業を広報に掲載したところ、町民の参加者があったとの報告があった。</p> <p>ACP について、地域運営組織が主催する事業へ町内の病院から講師として協力してもらうことで啓発と連携を図ることができた。</p>
課題と対応策
<p>ワーキンググループ会議を開催することができず、関係者間で意見を交わすことができなかったため、次年度早期に開催し、本町の課題や事業計画に加え、他市町の取組も情報提供していく。</p> <p>今後も地域住民の在宅での看取りの不安や迷いに対し、訪問診療、訪問看護ステーションの役割なども普及していかなければならない。</p> <p>近隣の救急病院は比較的整備されているが、町内の状況は医師の高齢化等、24 時間対応</p>

の在宅医療を支える医師が少ない。広域での取組みがますます重要になると考えられることから、医療と介護の関係者の連携や地元の医療機関との連携を検討していく必要がある。

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成 30 年 7 月 30 日 厚生労働省老健局介護保険計画課）38 ページ～を参照してください。

タイトル 6. 高齢者の安全安心な暮らしの支援（権利擁護・居住安定）

現状と課題

高齢者虐待の被虐待者は圧倒的に女性が多く、75歳以上の後期高齢者が多い状況です。虐待者は息子が最も多く、次いで夫、その他（孫など）の順になります。また、虐待の種類としては、身体的虐待が全体の半数を占めており、次いで心理的虐待、経済的虐待と続きます。虐待者の介護疲れ・ストレスや認知症等の理解不足が主な発生要因と考えられ、疾患や認知症の正しい理解や介護知識の習得、介護者の負担軽減のほか問題が深刻化する前に早期に発見する体制の整備が必要となっています。

成年後見制度について、本人や親族による申立がされる見込みがない場合は、町長申立により成年後見人を選定している。また、生活保護等の資力が無く、費用負担が困難な場合は、成年後見制度支援事業により支援を行っている。

成年後見制度の認知度の低さや複雑さから制度の利用が進んでいない状況にあり、町内の専門職不足や体制整備について課題がある。

多様な課題を抱える高齢者の増加に伴い、見守り支援が必要なケースや保証人や緊急連絡体制の確保が困難なケースも増加傾向にあり、住まいの確保が難しい状況にある。高齢者独居や高齢者世帯の増加、介護者の就労により入所のニーズがあり、特別養護老人ホームのほか有料老人ホームの利用が増えている。施設整備は、現状の介護サービスの需要を考慮し、協議していく必要があります。

第8期における具体的な取組

(1) 虐待防止対策の推進

今後も町民への相談窓口の周知など普及啓発の取組を推進する。

主たる養護者の悩みを聞く相談機会の確保や負担軽減の取組など他施策と連携して虐待防止に努める。

再発の防止に向け、養介護施設も含め、虐待者に対する相談や指導、助言を継続して行いながら、高齢者見守りネットワーク連絡会議を効果的に活用し、関係機関と連携を強化する。

（成年後見制度の利用促進）

成年後見制度の利用促進のため、ホームページや広報等により周知する。

市民後見制度の啓発に努める。

成年後見制度市町村基本計画の策定や中核機関の設立に向け、関係機関と連携して取り組む。

(2) 住宅確保

高齢者の居住の場を安定的に確保するため、ニーズに対して適切に供給される環境づくりに取り組む

民間賃貸住宅の確保が困難な方を支援するため、事業者と連携しながら賃貸住宅の物件探しをサポートすることを検討する

生活困窮者への情報提供を継続する。

目標（事業内容、指標等）

- ・ 高齢者見守りネットワーク連絡会議全体会議の開催 年 1 回
- ・ 虐待高齢者モニタリング会議の開催 年 4 回
- ・ 虐待受理会議 随時
- ・ 権利擁護勉強会の開催 年 1 回
- ・ 高齢者虐待及び成年後見制度に係る広報活動（ホームページ掲載、広報への記事掲載）
- ・ 成年後見制度市町村基本計画の策定
- ・ 市民後見制度の啓発

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - ・ モニタリング会議の開催回数
 - ・ 関係機関との情報共有のための研修会開催回数
 - ・ 広報への掲載回数

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成 30 年 7 月 30 日 厚生労働省老健局介護保険計画課）38 ページ～を参照してください。

年度	R5
----	----

前期（中間見直し）

実施内容
<ul style="list-style-type: none"> ・虐待高齢者モニタリング会議 2回 ・虐待受理会議 2回 ・高齢者福祉サービスパンフレットへ掲載（高齢者虐待、成年後見制度） ・成年後見制度の町長申立案件の相談 3件 ・検察庁の出口支援のケア会議 2件
自己評価結果
<p>虐待通報後、速やかに聞き取りを行うよう対応している。</p> <p>虐待高齢者モニタリング会議に、町の保健師が参加するようになり、体制の強化を図ったことでより多角的な視点から検討されている。</p> <p>被虐待者ではなく、虐待者に精神疾患が見られる事例もあり、地区担当保健師と連携して対応することができた。</p> <p>高齢者福祉サービスパンフレットへ、高齢者虐待や成年後見制度に関する内容を掲載し周知を図った。</p>
課題と対応策
<p>虐待者が精神疾患や知的障害を抱える事例では、虐待者からの聞き取りが困難となることがあるため、関係機関や虐待者と信頼関係を築いている機関と連携して対応する必要がある。</p> <p>高齢者の居住安定について、親族関係の希薄化や身寄りのない高齢者は保証人がいないため、賃貸住宅などを利用できない事例があることから、今後関係機関と連携を図り、対応策を検討する必要がある。</p>

後期（実績評価）

実施内容
<ul style="list-style-type: none"> ・虐待高齢者モニタリング会議 2回 ・高齢者見守りネットワーク連絡会議全体会議 1回 ・虐待受理会議 4回 ・権利擁護勉強会の開催 1回 ・成年後見制度の町長申立案件の相談 2件 ・成年後見町長申立て 1件 ・身寄りのない高齢者の相談 1件 ・広報への記事掲載（高齢者虐待）
自己評価結果
<p>地域包括支援センターが主催する権利擁護勉強会において、成年後見制度と成年後見利用支援制度について行政説明を行い、併せて司法書士より成年後見制度も含め相続に関する講演をいただいた。</p> <p>高齢者見守りネットワーク連絡会議全体会議を開催し、町内の高齢者虐待の状況について情報を共有し、虐待の背景について考察を示した。関係者と意見交換を行い、情報共有</p>

が図られている。

課題と対応策

虐待対応について、通報の内容が不明瞭な場合も多いため、初動期の対応に苦慮する。

警察が関わる案件については、町が後日聞取りの依頼をしても、警察からの聞取りと内容が重複するため聞取りを拒否されることもある。可能な限り警察の聞取りに同席するなど、事実確認を行う機会を捉えていく必要がある。

複合的な要因が絡んでいる事例が多く見られ、どの範囲まで高齢者虐待として支援すべきか対応に苦慮することもあるため、関係機関との連携が必要となる。

身寄りの無い若しくは関係性が希薄な高齢者の事例が表出していることから、成年後見制度など高齢者の権利を擁護する制度を啓発し、本人や親族が活用できるよう促進していく必要がある。

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成 30 年 7 月 30 日 厚生労働省老健局介護保険計画課）38 ページ～を参照してください。

タイトル	6. 高齢者の安全安心な暮らしの支援（災害や感染症に対する備えの検討）
------	-------------------------------------

現状と課題

災害対策については、各事業所の計画の定期的な内容更新と災害を想定した避難訓練の実施に向けて、定期的に確認する必要がある。

感染症対策については、感染症発生時に備え必要な物資の備蓄、設備等の整備など、平時から備えておく必要がある。また、介護サービスは、利用者やその家族の生活のために必要不可欠なものであることから、感染症発生時においてもサービスを継続する必要がある。

第8期における具体的な取組

- ① 介護事業所等と連携し、防災及び感染症対策についての周知啓発、研修、訓練等の取組を支援する。
- ② 災害・感染症発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制等を整備、支援していく。
- ③ 県及び町、関係団体等が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築のための取組を推進する。

目標（事業内容、指標等）

- ① 各事業所等の防災及び感染症対策に係る取組状況の確認、及びその助言等を行う。
- ② 各事業所等の災害・感染症発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制等を整備、支援の確認、及びその助言等を行う。
- ③ 県及び町、関係団体等が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築のための情報提供、及びその助言等を行う。

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - ①及び② 実地指導及び事業所訪問時、その他調査等により、各事業所等の取組状況の確認
 - ③ 町からの情報提供及び構築状況の確認

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）38ページ～を参照してください。

年度	R5
----	----

前期（中間見直し）

実施内容
<p>①、② 防災及び感染症対策に係る取組状況、災害・感染症発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制等を整備、支援の確認等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス事業所 8事業所（予防含む）（運営推進会議） ・運営指導 2事業所 <p>③ 災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築のための情報提供等</p>
自己評価結果
<p>災害及び感染症対策に係る取組状況は、運営指導や地域密着型サービス事業所が行う運営推進会議にて、避難訓練等の実施及び内容を確認した。また、運営指導では、業務継続計画やマニュアルの確認、従事者に対する研修、訓練状況等を確認した。災害における計画では、今後研修や演習、新人職員への対応について図ること、感染症における計画では、演習が行われていないことについて、対応されるよう指導した。</p> <p>令和5年8月には、町内介護事業所の施設長・管理者等を対象とした情報交換会を開催し、新型コロナウイルスに係る各事業所の取組状況等の意見交換等を行った。</p>
課題と対応策
<p>業務継続計画の未作成事業所に対しては、計画策定に係る支援に係る情報を紹介し、令和6年3月まで計画作成をするよう指導する。既に計画を作成した事業所については、これまでの対策等を踏まえより実効性のある内容の見直しと、従事者への周知、研修及び避難訓練を実施するよう指導していく。</p>

後期（実績評価）

実施内容
<p>①、② 防災及び感染症対策に係る取組状況、災害・感染症発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制等を整備、支援の確認等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス事業所 8事業所（予防含む）（運営推進会議） ・運営指導 3事業所
自己評価結果
<p>防災及び感染症対策に係る取組状況は、運営指導や地域密着型サービス事業所が行う運営推進会議にて、避難訓練等の実施及び内容を確認した。また、運営指導においては、業務継続計画やマニュアルの確認、従事者に対する研修、訓練状況等を確認した。</p>
課題と対応策
<p>今後は、これまでの対策等を踏まえより実効性のある内容の見直しと、従事者への周知、研修及び避難訓練を実施するよう指導していく。</p>

※シートの作成にあたっては「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）38ページ～を参照してください。